

みくに保育園 重要事項説明書

2024（令和6）年1月

1 事業の目的

みくに保育園（以下「当園」という。）は以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- （1）「当園」は保育の提供に当たって、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）「当園」は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 啓示福祉会
法人認可年月日	昭和52年3月4日厚生省収児第196号
代表者氏名	理事長 横山 英実
所在地	千葉県佐倉市下志津原61番地2
電話番号	043-489-2002

4 当園の概要

施設の種類	保育所			
施設の名称	みくに保育園			
保育所設置認可	昭和52年4月1日千葉県指令第34号の21			
施設の所在地	千葉県佐倉市下志津原61番地2			
連絡先	電話番号043-489-2002 FAX043-463-1051			
管理者	園長 横山 励			
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
定員	50名			
利用定員 (年齢別)	0歳児	6名	3歳児	9名
	1歳児	8名	4歳児	9名
	2歳児	9名	5歳児	9名

5 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1485㎡
	園庭	577㎡
園舎	構造	軽量鉄骨平屋建て
	延べ面積	507.72㎡

上記のほかに、芝生広場、第2駐車場が併設されています。

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	3室	ゆり組（2歳児クラス）、さくら組（3歳児クラス）、ひかり組・にじ組（4歳以上児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	調理室及び調理前室
教材室	1室	
運動遊具室	1室	
設備の種類	各室	集中暖房、エアコン、各保育室トイレ

6 職員体制

2023（令和5）年4月1日現在

職種	職員数	常勤職員数	常勤の有資格者	非常勤職員数	非常勤の有資格者
園長	1	1	1		
主任保育士	2	2	2		
保育士	16	5	5	11	11
栄養士	1	1	1		
調理師・調理員	3	1	1	2	1
事務員・補佐員	2	1	1	1	
講師	1			1	1
環境整備	1			1	

7 保育を提供する日と時間

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	平日 午前7時から午後6時30分
	土曜日 午前7時から午後6時
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は下記の次のとおりです。

※平日の保育時間

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後6時30分
保育短時間認定	保育時間	午前9時から午後5時
	延長保育時間	午前7時から午前9時 午後5時から午後6時30分

※延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく保育料の他に別途「延長保育料」が必要となります。

9 提供する保育等の内容

当園は「保育所保育指針」に従い、下記の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 養護と教育の一体的な保育の提供

●養護について

一人一人の子どもが、快適に生活する、健康で安全に過ごせる、生理的欲求が満たされる、健康増進が図られるように、保育に取り組みます。

●教育について

知識及び技能の基礎について、思考力、判断力、表現力などの基礎について、また、学びに向かう力、人間性等を育む保育に取り組みます。

(2) 毎日の保育園生活が豊かなものとなるように

乳児（0歳児）、3歳未満児（1歳児、2歳児）、3歳以上児の保育について、各時期の発達の特徴を踏まえた保育内容としています。年齢に応じた保育室において、日々の生活が豊かなものとなるように保育計画を立て実施しています。そのために環境を整え、保育室、遊戯室などの屋内施設だけでなく、園庭、隣接した芝生広場などを活用しています。

保育士等は、子どもたちを尊重し、その生命、存在を守ることはもちろん、情緒の安定と健全な発育を図り、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるように保育内容の充実を図ります。

(3) リトミックのレッスンについて

豊かな感性と表現を目指して、音楽リズム（リトミック）を採用しています。2歳児以上のクラスは原則毎週火曜日にリトミック研究センターの専門講師によるレッスンを受けています。

なお、このリトミックの費用は保育園が全額負担しておりますので、保護者の負担はありません。

(4)親子運動会やクリスマス会などをはじめとする行事について

●健康な心と体、自立心、協同性を目指して

保育園の生活の中で運動会やクリスマス会などの行事を行うことによって、心と体を十分に働かせ、健康な生活を作り出せるように目指します。

また、様々な行事を通して、友達と関わる中で、互いの思いや考えを共有し、共通の目的に向かって力を合わせる経験ができるようにします。

(5)絵本や物語による「劇遊び」および作品展

●思考力の芽生え、言葉による伝え合い

絵本や物語などに親しみながら豊かな言葉や表現を身に付け、言葉で伝えたり、相手の話を聞いたり、言葉による伝え合う能力を高めていきます。

また、友達の様々な考えに触れたりして自分と異なる考えがあることに気づき、自分から考える力を育みます。

その具体的な保育内容として、年齢ごとに「絵本」「物語」を決めて、その内容を「劇あそび」として展開しています。全クラスで「劇遊び」を行います、3歳以上クラスは公開保育として行います。

なお、毎月の製作は「作品展」で展示しています。

10 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

当園では、当園内の調理室にて、栄養士、調理師、調理員が調理して提供しています。

(2) 食事の提供を行う日（平日）

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児から 2歳児	9時頃	11時頃	3時頃	
3歳児から 5歳児		11時30分頃		

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

食物アレルギー等の事情により、食べられないものがある場合には、事前にご相談ください。その場合には、医師による診断書が必要となります。行政の指導により、部分食や少しずつという提供はなく、通常食か除去食となります。現在、卵、牛乳等を除去対応していますが、アレルギー除去の食材や状況により、お弁当持参などをお願いする場合があります。

1.1 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料の納入は口座振替をご利用ください。ただし、納付書による納入も可能です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) 掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

1.2 利用の開始について

当園では、支給認定を受け、佐倉市の利用調整に基づき当園に入園決定された後に保育の提供を開始します。

1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出するとき、もしくは長期欠席するとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	志津南クリニック
医 院 長 名	佐藤信一
所 在 地	千葉県佐倉市上志津原36-5
電 話 番 号	043-462-6616

(2) 歯科

医療機関の名称	宮ノ台歯科
医 院 長 名	田中宏
所 在 地	千葉県佐倉市宮ノ台3-15-1
電 話 番 号	043-462-5350

1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、近隣の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書により対応します。	
避難訓練	地震、火災を想定した避難訓練を毎月実施	
防災設備	自動火災報知機	非常警報装置
	ガス漏れ警報装置	誘導灯
避難場所	当園	

1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、職員による園児への虐待防止のため、下記の措置を講じています。

- (1) 職員に対する「虐待防止」のための園内研修
- (2) 当園の「虐待防止マニュアル」の作成及び運用

1.8 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	(A) 園児傷害保険 (B) 学校安全保険
保険の内容	園児の傷害事故補償
保険金額	(A) 66,200円 (B) 14,600円

※表示の保険金額は2022（令和4）年度の実績分です

1.9 保育内容に関する相談・要望・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

受付担当者	主任保育士 松戸 早苗
受付責任者	園長 横山 励
利用時間	午前9時から午後5時
連絡先	電話 043-489-2002 FAX 043-463-1051
第三者委員	黒川 美子（元公立保育園園長） 竹ノ内 幸枝（介護福祉士）
受付方法	電話、文書、面接など

2.0 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報の保護に関する基本方針として、個人情報保護法を順守いたします。保育園のほうに、在園児の個人情報を尋ねられましても、回答しないこととさせていただきます。なお、転園の場合には、園児要録の移送等、個人情報の伝達があることをご了承ください。

2 1 当園におけるその他の留意事項

当園は聖書の教えと児童憲章に基づき「一人ひとりの子どもが宝」という基本理念に立ち、一人ひとりの人格を大切にし、人種、性別、国籍、能力などによって差別しない保育を行います。

●保護者の方へのお願い

他の利用者に対する宗教活動、政治活動、勧誘活動及び営利活動はご遠慮いただいております。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	2号認定を受けた園児(3歳児クラス以上)に係る給食費	佐倉市公立保育園の給食費と同額

2 平日午後6時以降の「延長保育」に係る利用者負担金
佐倉市が定める金額